

議 案 書

令 和 2 年 6 月

第 3 回 定 例 会

松 山 市

目 次

| 議案番号 | 件 名 | 議決結果 | ページ |
|-------|---|------|-----|
| 議案 63 | 令和2年度松山市一般会計補正予算（第4号） | | 1 |
| 64 | 松山市市税賦課徴収条例の一部改正について | | 9 |
| 65 | 松山市地域再生法に基づく認定事業者に対する固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の一部改正について | | 17 |
| 66 | 松山市公民館条例の一部改正について | | 19 |
| 67 | 松山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について | | 21 |
| 68 | 松山市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について | | 23 |
| 69 | 松山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について | | 25 |
| 70 | 松山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について | | 27 |
| 71 | 工事請負契約の締結について（松山中央公園坊っちゃんスタジアムナイター照明設備更新工事） | | 29 |
| 72 | 工事請負契約の締結について（平井保育園新築主体その他工事） | | 31 |
| 73 | 工事請負契約の締結について（浮穴保育園新築主体その他工事） | | 33 |
| 74 | 市道路線の認定について | | 35 |

（追加提出予定分）

| 議案番号 | 件 名 | 議決結果 | ページ |
|------|---------------------------|------|-----|
| | 農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて | | |

令和2年度松山市一般会計補正予算（第4号）

令和2年度松山市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,329,306千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ247,285,724千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

令和2年6月12日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳入

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|-----------|---------------|------------|---------------|
| 12 地方交付税 | | 19,400,000 千円 | 157,000 千円 | 19,557,000 千円 |
| | 1 地方交付税 | 19,400,000 | 157,000 | 19,557,000 |
| 16 国庫支出金 | | 94,915,507 | 2,921,026 | 97,836,533 |
| | 2 国庫補助金 | 57,634,093 | 2,921,026 | 60,555,119 |
| 17 県支出金 | | 15,044,568 | 94,784 | 15,139,352 |
| | 2 県補助金 | 2,888,508 | 94,784 | 2,983,292 |
| 20 繰入金 | | 13,893,501 | 197,099 | 14,090,600 |
| | 1 基金繰入金 | 13,843,303 | 197,099 | 14,040,402 |
| 22 諸収入 | | 5,309,598 | 813,097 | 6,122,695 |
| | 3 貸付金元利収入 | 3,222,791 | 800,000 | 4,022,791 |
| | 4 雑入 | 2,043,967 | 13,097 | 2,057,064 |
| | | 12,391,100 | 146,300 | 12,537,400 |
| 23 市債 | | 12,391,100 | 146,300 | 12,537,400 |
| | 歳入 合計 | 242,956,418 | 4,329,306 | 247,285,724 |

歳出

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|---------|----------------|--------------|----------------|
| 3 民生費 | | 149,877,081 千円 | 1,098,200 千円 | 150,975,281 千円 |
| | 1 社会福祉費 | 92,705,086 | 177,791 | 92,882,877 |
| 5 労働費 | 2 児童福祉費 | 34,655,039 | 920,409 | 35,575,448 |
| | 1 労働諸費 | 307,451 | 34,841 | 342,292 |
| 6 農林水産業費 | | 307,451 | 34,841 | 342,292 |
| | 1 農業費 | 1,887,925 | 122,083 | 2,010,008 |
| | 2 農業土木費 | 847,526 | 65,370 | 912,896 |
| 7 商工費 | 3 林業費 | 487,075 | 49,614 | 536,689 |
| | | 184,501 | 7,099 | 191,600 |
| | 1 商工費 | 6,894,644 | 2,260,800 | 9,155,444 |
| 8 土木費 | | 5,538,296 | 2,260,800 | 7,799,096 |
| | | 15,529,646 | 413,076 | 15,942,722 |
| | 4 港湾費 | 313,610 | 62,545 | 376,155 |
| 9 消防費 | 5 都市計画費 | 9,867,234 | 339,079 | 10,206,313 |
| | 7 公園緑地費 | 658,346 | 11,452 | 669,798 |
| 10 教育費 | | 5,303,576 | 1,000 | 5,304,576 |
| | 1 消防費 | 5,303,576 | 1,000 | 5,304,576 |
| | | 13,000,846 | 399,306 | 13,400,152 |

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---|---------|--------------|------------|--------------|
| | 1 教育総務費 | 2,074,838 千円 | 273,845 千円 | 2,348,683 千円 |
| | 2 小学校費 | 1,615,507 | 48,147 | 1,663,654 |
| | 3 中学校費 | 926,261 | 22,151 | 948,412 |
| | 5 社会教育費 | 2,326,940 | 8,835 | 2,335,775 |
| | 6 保健体育費 | 5,846,921 | 46,328 | 5,893,249 |
| 歳 | 出 合 計 | 242,956,418 | 4,329,306 | 247,285,724 |

第2表 債務負担行為補正（松山市一般会計）

1 追加

| 事 項 | 期 間 | 限 度 | 額 |
|--------------------|-------------|---------|----|
| 松山南学校給食共同調理場給食業務委託 | 令和2年度～令和7年度 | 870,500 | 千円 |
| 浮穴学校給食共同調理場給食業務委託 | 令和2年度～令和7年度 | 417,500 | |

2 変更

| 事 項 | 補 正 前 | | 補 正 後 | |
|------------------------|-------------|---------------|-------------|---------------|
| | 期 間 | 限 度 額 | 期 間 | 限 度 額 |
| 三津浜学校給食共同調理場 給食業務委託 | 令和元年度～令和6年度 | 396,000 千円 | 令和元年度～令和6年度 | 421,600 千円 |

第3表 地方債補正（松山市一般会計）

1 追加

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|----------------------|---------------------------|---|---|--|
| <p>港 湾 等 建 設 事 業</p> | <p>千円 60,000</p> | <p>1 借入先 財務省、地方公共団体 金融機構その他</p> <p>2 借入方法 普通貸借又は証券発行の 方法による。</p> <p>3 借入時期 令和2年度。ただし工事 又は財政の都合により起債 額の全部若しくは一部を翌 年度に繰り越し借入れする ことができる。</p> | <p>年10% 以内</p> <p>(ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 等につい て、利率の 見直しを 行った後に おいては、 当該見直し 後の利率。)</p> | <p>1 償還期限 30年以内(内据置5年以内)</p> <p>2 償還額及び財源 一般財源及び事業収入等により元 利均等又は元金均等償還する。ただ し必要に応じ繰上償還、償還期限の 短縮又は低利債に借換えすることが できる。</p> <p>3 財務省、地方公共団体金融機構 その他より借り入れられる場合において 前各号の償還の方法が借入先の融通 条件に抵触するときは、その融通条件 によることができる。</p> |

2 変更

| 起債の目的 | 補正前 | | | 補正後 | | | | | |
|--------|---------------------------------|---|--|--|-----|-------|--------|--------|--------|
| | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 | |
| 都市計画事業 | 千円 1,140,000 | <ol style="list-style-type: none"> 借入先 財務省、地方公共団体金融機構その他 借入方法 普通貸借又は証券発行の方法による。 借入時期 令和2年度。ただし工事又は財政の都合により起債額の全部若しくは一部を翌年度に繰り越し借入れることができる。 | 年10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。) | <ol style="list-style-type: none"> 償還期限 30年以内(内据置5年以内) 償還額及び財源 一般財源及び事業収入等により元利均等又は元金均等償還する。ただし必要に応じ繰上償還、償還期限の短縮又は低利債に借換えることができる。 財務省、地方公共団体金融機構その他より借り入れられる場合において前各号の償還の方法が借入先の融通条件に抵触するときは、その融通条件によることができる。 | 千円 | 千円 | 補正前と同じ | 補正前と同じ | 補正前と同じ |

令和2年6月12日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市市税賦課徴収条例の一部改正について

松山市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

第1条 松山市市税賦課徴収条例（昭和25年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項中「第2章及び第3章」を「第2章（第8条を除く。）及び第3章（第14条を除く。）」に改める。

第18条第1項中「市民税」を「，市民税」に改め，同項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第27条の3中「第12項」を「第11項」に，「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額，ひとり親控除額」に，「第7項」を「第6項」に改める。

第29条の2第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第59条の次に次の1条を加える。

（現所有者の申告）

第59条の2 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は，現所有者であることを知つた日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所，氏名又は名称，次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては，住所，氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第60条第1項中「前条又は」を「第59条若しくは」に、「によつて」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第80条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもつて紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第80条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）」を加える。

附則第6条第1項中「第35条の2第1項」の次に「第35条の3第1項」を加える。

附則第6条の2第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

附則第12条の4第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第13条第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

第2条 松山市市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

第13条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によつて」を「により」に改め、同条第5号中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第14条中「及び第4項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第17条第3項中「規定する収益事業」の次に「（以下この項及び第25条第2項の表第1号において「収益事業」という。）」を加え、「第25条第2項の表の第1号」を「同号」に、「第33条の6第10項から第12項まで」を「第33条の6第9項か

ら第16項まで」に改める。

第25条第1項中「3,000円」を「年額3,000円」に改め、同条第2項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に、「市町村」を「市」に改め、同条第3項中「, 同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第33条の6第1項中「第4項, 第19項, 第22項及び第23項」を「第31項, 第34項及び第35項」に、「第10項, 第11項及び第13項」を「第9項, 第10項及び第12項」に、「第4項, 第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「, 第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「, 第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「, 第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項の内国法人」を「第9項の内国法人」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に、「第10項の申告」を「同項の申告」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」

に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第33条の8第2項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第35条第4項から第6項までを削る。

第80条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第12条の4第2項中「及び第4項」を削る。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中松山市市税賦課徴収条例第6条の2第1項の改正規定、第59条の次に1条を加える改正規定及び第60条第1項の改正規定並びに付則第5条の規定 公布の日
- (2) 第1条中松山市市税賦課徴収条例第80条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに付則第6条の規定 令和2年10月1日
- (3) 第2条中松山市市税賦課徴収条例第80条第2項ただし書の改正規定及び付則第7

条の規定 令和3年10月1日

(4) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び付則第4条の規定 令和4年4月1日

（延滞金に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の松山市市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）附則第12条の4の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の期間に対応する延滞金について適用し、施行日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第18条第1項（第2号に係る部分に限る。）、第27条の3及び第29条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第29条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下この項において「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第17条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。）」とする。

第4条 付則第1条第4号に掲げる規定による改正後の松山市市税賦課徴収条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「4号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が4号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

2 4号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業

年度（４年旧法人税法第１５条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が４号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第５条 新条例第５９条の２の規定は、付則第１条第１号に掲げる規定の施行の日以後に、新条例第５９条の２に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

（市たばこ税に関する経過措置）

第６条 付則第１条第２号に掲げる規定の施行の前日に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第７条 付則第１条第３号に掲げる規定の施行の前日に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

（松山市道路占用料徴収条例の一部改正）

第８条 松山市道路占用料徴収条例（昭和２８年条例第５１号）の一部を次のように改正する。

付則第４項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この項において「特定基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

（松山市道路占用料徴収条例の一部改正に伴う経過措置）

第９条 前条の規定による改正後の松山市道路占用料徴収条例付則第４項の規定は、施行日以後の期間に対応する延滞金について適用し、施行日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

（松山市下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正）

第１０条 松山市下水道事業受益者負担に関する条例（昭和４７年条例第２０号）の一部を次のように改正する。

付則第４項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この項において「特定基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合

に」に改める。

(松山市下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第11条 前条の規定による改正後の松山市下水道事業受益者負担に関する条例付則第4項の規定は、施行日以後の期間に対応する延滞金について適用し、施行日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(松山市介護保険条例の一部改正)

第12条 松山市介護保険条例(平成12年条例第28号)の一部を次のように改正する。

付則第2条中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に改め、「(昭和32年法律第26号)」を削り、「の規定により告示された割合)」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(松山市介護保険条例の一部改正に伴う経過措置)

第13条 前条の規定による改正後の松山市介護保険条例付則第2条の規定は、施行日以後の期間に対応する延滞金について適用し、施行日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(松山市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第14条 松山市後期高齢者医療に関する条例(平成20年条例第11号)の一部を次のように改正する。

付則第3条中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合)」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(松山市後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第15条 前条の規定による改正後の松山市後期高齢者医療に関する条例付則第3条の規定は、施行日以後の期間に対応する延滞金について適用し、施行日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(松山広域都市計画事業松山駅周辺土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正)

第16条 松山広域都市計画事業松山駅周辺土地区画整理事業施行に関する条例(平成2

0年条例第18号)の一部を次のように改正する。

付則第2項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合)」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。」に改め、「(以下この項において「特定基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(松山広域都市計画事業松山駅周辺土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第17条 前条の規定による改正後の松山広域都市計画事業松山駅周辺土地区画整理事業施行に関する条例付則第2項の規定は、施行日以後の期間に対応する延滞金について適用し、施行日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(松山市債権管理条例の一部改正)

第18条 松山市債権管理条例(平成31年条例第6号)の一部を次のように改正する。

付則第4項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合)」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。」に改め、「(以下この項において「特定基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(松山市債権管理条例の一部改正に伴う経過措置)

第19条 前条の規定による改正後の松山市債権管理条例付則第4項の規定は、施行日以後の期間に対応する延滞金について適用し、施行日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法の改正に伴い、ひとり親に対する個人の市民税の軽減措置等を定めるため、本案を提出する。

議案第 6 5 号

令和 2 年 6 月 1 2 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市地域再生法に基づく認定事業者に対する固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の一部改正について

松山市地域再生法に基づく認定事業者に対する固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市地域再生法に基づく認定事業者に対する固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

松山市地域再生法に基づく認定事業者に対する固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例（平成 2 8 年条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「令和 2 年 3 月 3 1 日」を「令和 4 年 3 月 3 1 日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地域再生法に基づく認定事業者に対する固定資産税の課税免除又は不均一課税を引き続き実施するため、本案を提出する。

令和2年6月12日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市公民館条例の一部改正について

松山市公民館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市公民館条例の一部を改正する条例

松山市公民館条例（平成16年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「泊町」の次に「618番地1及び」を、「由良町」の次に「873番地1及び」を加える。

別表第2泊公民館の部に次のように加える。

| | | | |
|-----|------|------|--------|
| 体育館 | 610円 | 710円 | 6,740円 |
|-----|------|------|--------|

別表第2由良公民館の部に次のように加える。

| | | | |
|-----|------|------|--------|
| 体育館 | 610円 | 710円 | 6,740円 |
|-----|------|------|--------|

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

泊公民館及び由良公民館の施設に体育館を加え、使用料を徴収するため、本案を提出する。

令和2年6月12日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

松山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

松山市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「日に」を「日（以下「事故発生日」という。）に」に改め、同項第2号中「8,800円」を「8,900円」に改め、同条第3項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

付則第3条の4第5項第2号及び第6項並びに第4条第7項第2号及び第8項中「10分の5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表中「12,400円」を「12,440円」に、「13,300円」を「13,320円」に、「10,600円」を「10,670円」に、「11,500円」を「11,550円」に、「8,800円」を「8,900円」に、「9,700円」を「9,790円」に改め、同表備考第1項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によつて死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によつて疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第5条第2項及び別表の規定は、令和2年4月1日以後に支給すべき事由の生じた松山市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号ア

に規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

（提案理由）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、消防団員等の公務災害補償に係る補償基礎額を引き上げるとともに、障害補償年金前払一時金等の支給に係る障害補償年金の支給停止期間等の算定に用いる利率について所要の規定の整備を図るため、本案を提出する。

令和 2 年 6 月 12 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

松山市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

松山市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 広域連合条例附則第 5 条第 1 項の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等の傷病手当金の支給に係る申請書の受付を行うため、本案を提出する。

議案第69号

令和2年6月12日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

松山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

松山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）の改正に伴い、放課後児童支援員の研修の実施主体に中核市の長を加えるため、本案を提出する。

令和2年6月12日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

松山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

松山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第52号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める」を「次のいずれかに該当する」に、「同号」を「第1項第3号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第6条第5項中「前項」の次に「（第2号に該当する場合に限る。）」を加える。

第23条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

第37条第4号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）の改正に伴い、家庭的保育事業等の連携施設の基準を緩和するとともに、所要の規定の整備を図るため、本案を提出する。

令和2年6月12日提出

松山市長 野 志 克 仁

工事請負契約の締結について

(松山中央公園坊っちゃんスタジアムナイター照明設備更新工事)

次のとおり工事請負契約を締結する。

記

1. 工 事 名 松山中央公園坊っちゃんスタジアムナイター照明設備更新工事
2. 施工場所 松山市市坪西町625番地1
3. 内 容 建物概要 鉄筋コンクリート, 鉄骨鉄筋コンクリート, 鉄骨造
4階 延床面積 33,421.45㎡
照明設備工事 1式
照明制御設備工事 1式
幹線及び分岐用配線設備工事 1式
観客席補助照明設備工事 1式
最上階客席通路非常照明設備工事 1式
内野整備用仮設照明設備工事 1式
撤去工事 1式
4. 請 負 人 松山市南高井町1289番地4
株式会社アクセル松山
代表取締役 安井 英二
5. 請負金額 3億6,256万円
6. 契約方法 一般競争入札

(提案理由)

本件は、予定価格1億8,000万円以上の工事の請負契約であるから、条例の定めるところにより請負契約の締結について議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抄）

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億8,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

令和2年6月12日提出

松山市長 野 志 克 仁

工事請負契約の締結について

(平井保育園新築主体その他工事)

次のとおり工事請負契約を締結する。

記

1. 工 事 名 平井保育園新築主体その他工事
2. 施工場所 松山市平井町甲104番地, 118番地, 119番地
3. 内 容 保育園舎 鉄骨造2階建て 延床面積 881.75㎡
新築主体工事 1式
外構工事 1式
4. 請 負 人 松山市余戸中一丁目1番26号
大和コンストラクション株式会社
代表取締役 義野 正弘
5. 請負金額 2億1,362万円
6. 契約方法 一般競争入札

(提案理由)

本件は、予定価格1億8,000万円以上の工事の請負契約であるから、条例の定めるところにより請負契約の締結について議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(抄)

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億8,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

令和2年6月12日提出

松山市長 野 志 克 仁

工事請負契約の締結について

(浮穴保育園新築主体その他工事)

次のとおり工事請負契約を締結する。

記

1. 工 事 名 浮穴保育園新築主体その他工事
2. 施工場所 松山市南高井町1608番地1, 1608番地2, 1609番地1
3. 内 容 保育園舎 木造平屋建て 延床面積 894.76㎡
新築主体工事 1式
外構工事 1式
4. 請 負 人 松山市古川南一丁目22番18号
株式会社有光組
代表取締役 有光 智幸
5. 請負金額 2億798万8,000円
6. 契約方法 一般競争入札

(提案理由)

本件は、予定価格1億8,000万円以上の工事の請負契約であるから、条例の定めるところにより請負契約の締結について議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(抄)

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億8,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

令和2年6月12日提出

松山市長 野 志 克 仁

市道路線の認定について

1. 次の路線を市道に認定する。

| 図面 番号 | 路 線 名 | 起 点 | 終 点 | 重要な経過地 |
|----------|-------------|--------|--------|--------|
| 1 | 市道 余土 247号線 | 保免中三丁目 | 保免中三丁目 | |
| 2 | 市道 余土 248号線 | 余戸西三丁目 | 余戸西三丁目 | |
| 3 | 市道 伊台 176号線 | 南白水一丁目 | 南白水一丁目 | |
| 4 | 市道 伊台 177号線 | 南白水一丁目 | 南白水一丁目 | |
| 5 | 市道 伊台 178号線 | 南白水一丁目 | 南白水一丁目 | |
| 6 | 市道 伊台 179号線 | 南白水一丁目 | 南白水一丁目 | |
| 7 | 市道 伊台 180号線 | 南白水一丁目 | 南白水一丁目 | |

(提案理由)

図面番号第1号は水道管路管理棟の周辺整備事業に伴い、第2号は空港周辺環境整備事業に伴い、第3～7号は一般交通の用に供されている道路で地元からの申請に基づき、市道に認定するため、道路法第8条の規定により、本案を提出する。

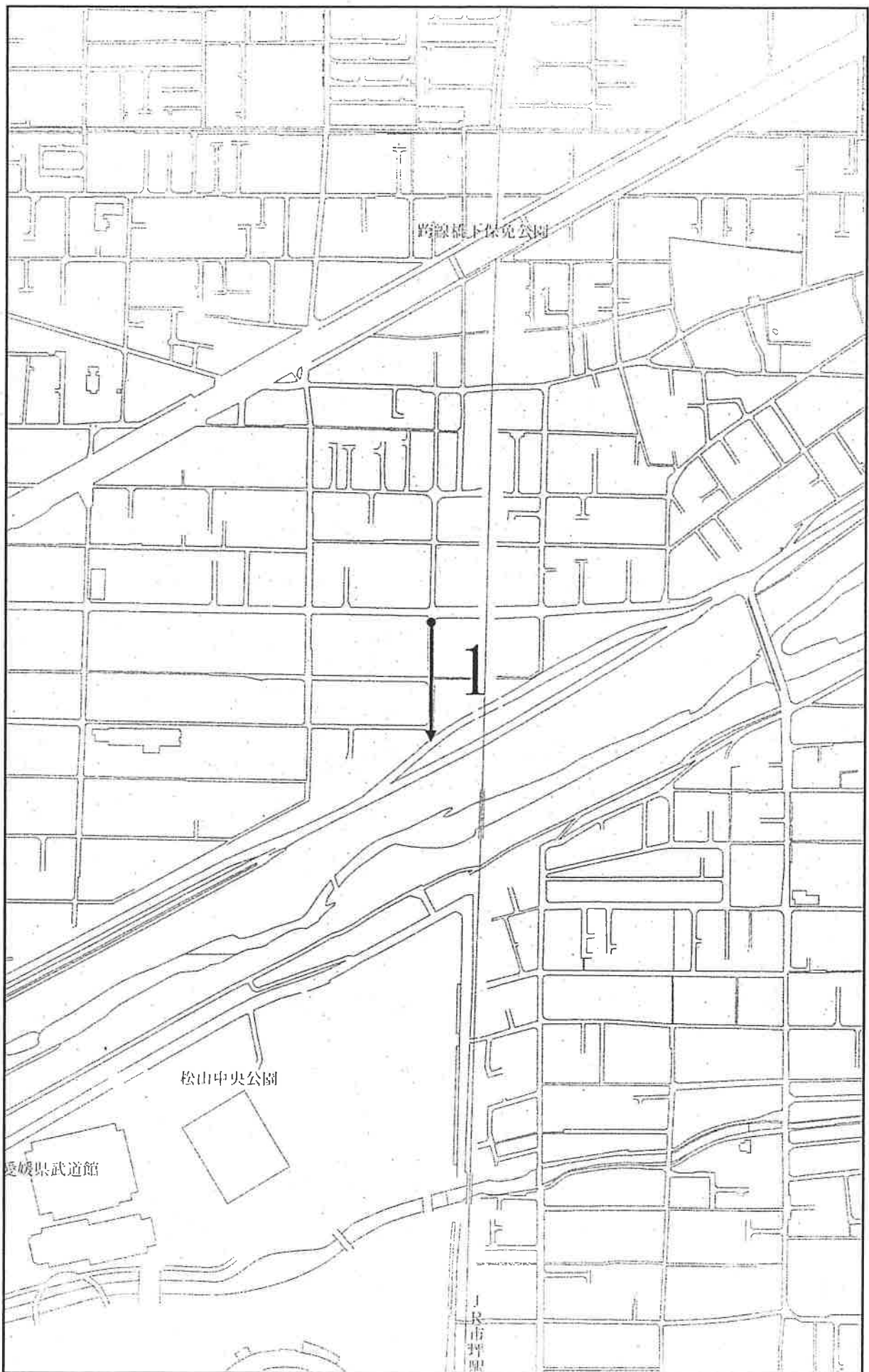
(参 照)

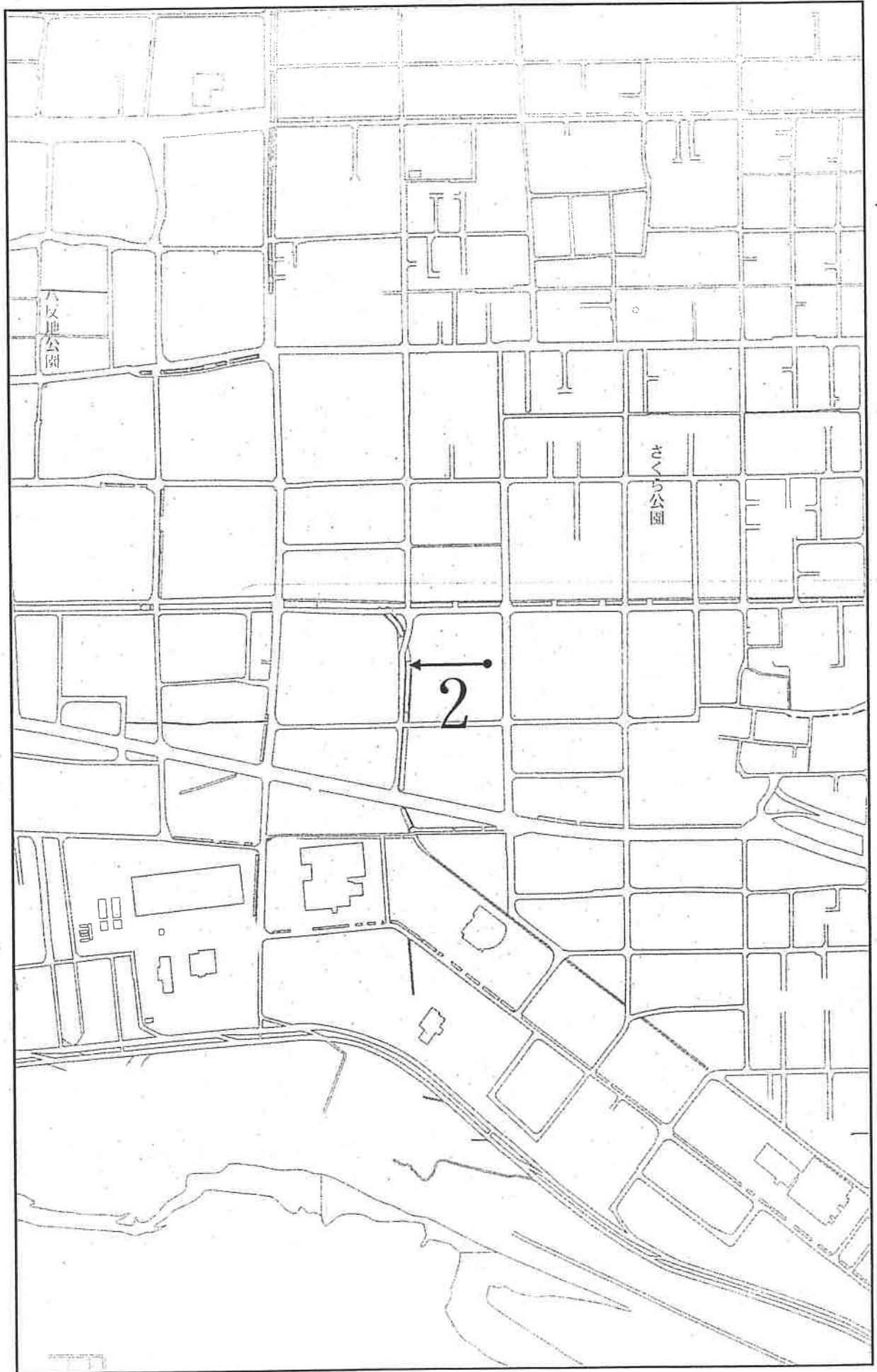
道路法(抄)

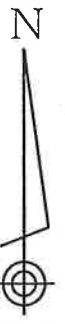
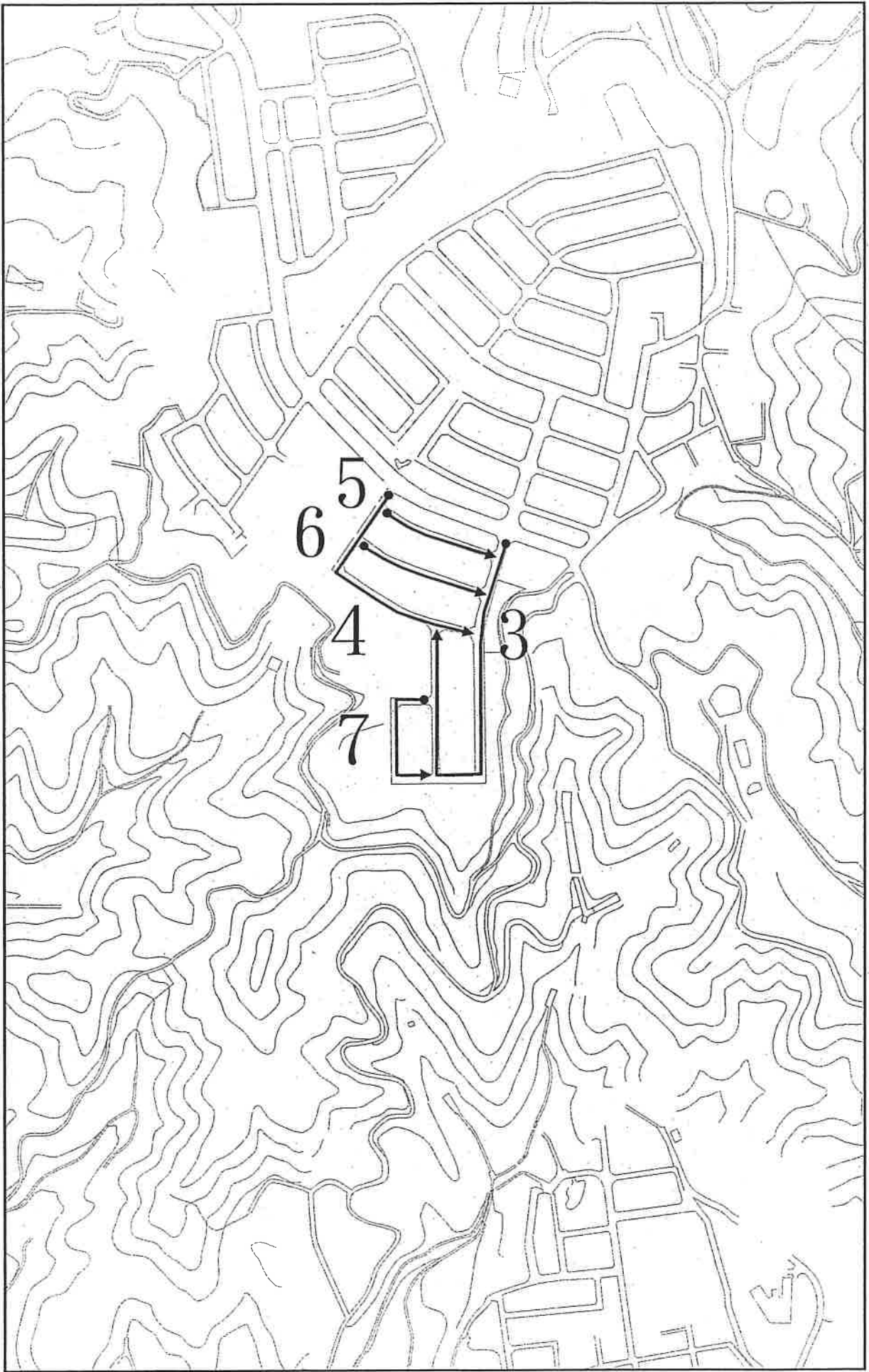
(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。







| 図面 番号 | 路 線 名 | 起 点 | 終 点 | 敷地の 幅員 m | 延長 m |
|----------|-----------------|-----------------------|-----------------------|---------------|---------|
| 1 | 市 道 余土 247号線 | 松山市保免中三丁目 318番3地先 | 松山市保免中三丁目 336番1地先 | 6.5 ～ 6.5 | 107.0 |
| 2 | 市 道 余土 248号線 | 松山市余戸西三丁目 2493番1地先 | 松山市余戸西三丁目 2496番1地先 | 5.2 ～ 15.3 | 77.6 |
| 3 | 市 道 伊台 176号線 | 松山市南白水一丁目 22番1地先 | 松山市南白水一丁目 16番1地先 | 6.0 ～ 20.0 | 398.9 |
| 4 | 市 道 伊台 177号線 | 松山市南白水一丁目 13番1地先 | 松山市南白水一丁目 15番10地先 | 6.0 ～ 13.0 | 231.8 |
| 5 | 市 道 伊台 178号線 | 松山市南白水一丁目 13番1地先 | 松山市南白水一丁目 13番8地先 | 6.0 ～ 13.1 | 114.7 |
| 6 | 市 道 伊台 179号線 | 松山市南白水一丁目 14番17地先 | 松山市南白水一丁目 14番10地先 | 6.0 ～ 13.1 | 125.1 |
| 7 | 市 道 伊台 180号線 | 松山市南白水一丁目 17番1地先 | 松山市南白水一丁目 17番5地先 | 6.0 ～ 13.1 | 139.3 |

